富士宮市建設工事執行規則

平成１０年２月１６日

富士宮市規則第２号

富士宮市建設工事執行規則（昭和５８年富士宮市規則第８号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　請負契約（第１０条―第１７条）
第３章　施工（第１８条―第４１条）
第４章　検査及び引渡し並びに支払（第４２条―第５３条）
第５章　請負契約の解除、損害賠償請求等（第５４条―第５８条の４）
第６章　雑則（第５９条―第６４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、富士宮市が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　監督員　請負工事について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督を行う職員をいう。

⑵　建設工事　建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事をいう。

（建設工事の執行方法）

第３条　建設工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

２　請負で執行する場合においては、分割又は分離して執行することができる。

３　直営で執行する場合においても一部を請負に付することができる。

（直営とする場合）

第４条　次の各号のいずれかに該当するときは、直営で建設工事を執行するものとする。

⑴　建設工事の目的又は性質により、請負に付することを不適当と市長が認めるとき。

⑵　急施を要し、請負に付する暇がないとき。

⑶　その他市長が特に必要があると認めるとき。

（受注者の資格要件）

第５条　建設工事の受注者は、市長が別に定める建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者（以下「有資格者」という。）でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（建設工事の見積り期間）

第６条　市長は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以前に、入札の方法による競争に付する場合にあっては入札を行う以前に、次に掲げる見積り期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第２号及び第３号の期間は、５日以内に限り短縮することができる。

⑴　建設工事１件の予定価格が５００万円未満の建設工事については、１日以上

⑵　建設工事１件の予定価格が５００万円以上５，０００万円未満の建設工事については、１０日以上

⑶　建設工事１件の予定価格が５，０００万円以上の建設工事については、１５日以上

（設計付入札）

第７条　市長は、建設工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

２　前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考の上落札者を決定する。

（入札書及び見積書）

第８条　入札書（第１号様式）は、封印の上、表面に「入札番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して提出させなければならない。

２　見積書は、記載内容の漏えいの防止に留意して提出させなければならない。

（関連建設工事の調整）

第９条　市長は、受注者の施工する建設工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、市長の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第２章　請負契約

（通則）

第１０条　請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

２　請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

３　請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書（仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

４　請負契約における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによる。

５　請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

６　請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管轄裁判所とする。

７　請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

８　受注者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（請負契約の締結）

第１１条　請負契約は、建設工事請負契約書（第３号様式）、富士宮市建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締

結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が５０万円未満のときは、建設工事請書（第４号様式）によることができる。

２　請負契約の内容を変更する場合においては、建設工事変更請負契約書（第５号様式）又は建設工事変更請書（第６号様式）によるものとする。

３　請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

（契約の保証）

第１２条　受注者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、１件の請負代金額が３００万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券（富士宮市契約規則（昭和６０年富士宮市規則第６号）第１５条第１項に掲げるものに限る。以下同じ。）の提供

⑶　請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関等（市長が確実と認めるものに限る。）の保証

⑷　請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。）

⑸　請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑹　請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（富士宮市契約規則（昭和６０年富士宮市規則第６号）第１５条第１項各号に掲げるものにあっては、発行価額の１０分の８に相当する額）、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の１０

分の１以上の額としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第６号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第５８条の２第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号から第４号までに掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第５号又は第６号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

５　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

６　受注者は、第１項第３号から第５号までに掲げる保証を付したときにあっては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第６号に掲げる保証を付したときにあっては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第１３条　受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第２５条第２項の規定による検査に合格したもの及び第４９条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第１４条　受注者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第１４条の２　受注者は、第５５条の２第１項第１０号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

２　受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

３　受注者が、第１項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

４　前項の規定により市長が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（下請負人の通知）

第１５条　受注者は、下請負契約を締結したときは、直ちに下請負人一覧表（第８号様式）を提出しなければならない。

２　受注者は、１件の下請負代金額が２００万円以上のときは、下請負人通知書（第９号様式）及び下請負人主任技術者等通知書（第１０号様式）を、前項の下請負人一覧表と同時に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第１６条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を

使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長が、その工事材料及び施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則）

第１７条　受注者が共同企業体を結成している場合においては、市長は、請負契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市長が当該代表者に対して行った請負契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、市長に対して行う請負契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第３章　施工

（自主施工の原則）

第１８条　施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

（建設工事の着手）

第１９条　受注者は、請負契約締結後、速やかに、建設工事に着手しなければならない。

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第２０条　受注者は、請負契約締結後１０日以内に、設計図書に基づいて工程表（第１１号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、１件の請負代金額が５００万円未満の建設工事については、省略することができる。

２　受注者は、工期が１月を超える建設工事については、毎月１０日までに工事工程月報（第１２号様式）に前月末における建設工事の進ちょく状況を記載し、市長に提出しなければならない。

３　受注者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後１０日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。

（監督員）

第２１条　市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この規則の他の規定に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行使する。

⑴　請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

⑵　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

⑶　設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。第２５条第２項及び第３項において同じ。）

３　市長は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。

４　第１項の規定による通知、第２項の規定による監督員の権限のうち指示若しくは承諾又は前項の規定による通知は、第１０条第７項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

５　市長が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除であって受注者が市長に対して行うものについては、第２４条第４項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。

（主任技術者、現場代理人等）

第２２条　受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を主任技術者等通知書（第１３号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

⑴　主任技術者（法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

⑵　専任の主任技術者（法第２６条第３項の規定により専任のものでなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）

⑶　専任の監理技術者（法第２６条第３項の規定により専任のものでなければならない同条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

⑷　監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者（法第２６条第４項の規定により選任された専任の監理技術者をいう。以下同じ。）

２　受注者は、次に掲げる者を定めたときは、その者の氏名等を前項の主任技術者等通知書により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

⑴　現場代理人

⑵　専門技術者（法第２６条の２に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

３　現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行なわなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと市長が認めた場合この限りでない。

４　前項に規定するもののほか、現場代理人は、第２４条第１項の規定による請求の受理、同条第３項の規定による決定及び通知、同条第４項の規定による請求並びに同条第５項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

５　受注者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。

６　現場代理人、主任技術者又は専任の監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができる。

（履行報告）

第２３条　受注者は、工事記録簿（第１４号様式）に必要な事項を記録し、監督員が指示したときはこれを提出しなければならない。

２　前項の規定によるほか、受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第２４条　市長は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　市長又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認めるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に市長に通知しなければならない。

４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質、検査等）

第２５条　工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあっては、中等以上の品質を有する工事材料を使用するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督員の検査又は市長の指定する検査

を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に検査を行わなければならない。

4　第２項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

5　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

6　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

7　受注者は、第２項の検査を受けたときは、材料検査簿（第１５号様式）にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。

（監督員の立会い、見本等の整備等）

第２６条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、立会いを受けて調合したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めて設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督員は、受注者から第１項若しくは第２項の立会い又は第１項の見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。

5　前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、

監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調合して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第２７条　市長が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。

３　前項の規定による検査の結果、受注者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。

５　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。

６　市長は、受注者から第３項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与

品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができると認める場合にあっては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

7　市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

8　受注者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。

１０　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

１１　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

（工期等の変更及び費用の負担）

第２８条　前条第６項及び第７項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、市は、受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

2　前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

3　前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するも

のとする。ただし、市長が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、受注者が、変更協議開始日を定め、市長に通知することができる。

４　第１項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。

（工事用地等の確保等）

第２９条　市長は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が建設工事の施工上必要とする日（請負契約に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保し、受注者に引き渡さなければならない。

２　第２７条第８項の規定は、前項の規定により引渡しを受けた工事用地等について準用する。

３　建設工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者又は下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、かつ、取り片付けて市長に明け渡さなければならない。

４　前項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定める。

５　前項の期限までに、受注者が正当な理由なく第３項に規定する受注者のとるべき措置をとらないときは、市長は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復し、若しくは取り片付けることができる。この場合において、受注者は、市長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市長の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

第３０条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を指示したときは、当該指示に従わなければならない。

２　第２８条の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他市

長の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。

3　監督員は、受注者が第２５条第２項又は第２６条第１項から第３項までの規定に違反したことが明らかな場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

4　前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認める相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

5　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（条件変更等）

第３１条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

⑴　設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。

⑵　設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

⑶　設計図書の表示が明確でないこと。

⑷　工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

⑸　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。

3　市長は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由

があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第１項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認めるときは、市長は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第４号又は第５号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事目的物の変更を伴わない場合に限る。）には受注者と協議して行う。

5　第２８条の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。

（設計図書の変更）

第３２条　市長は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

2　第２８条の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。

（工事の中止）

第３３条　工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設工事を施工できないと認めるときは、市長は、直ちに受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認めるときは、受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　第２８条の規定は、市長が、前２項の規定により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。

（受注者による工期の延長の請求）

第３４条　受注者は、天候の不良、第９条の規定による関連建設工事の

調整への協力その他の受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、市長に対し、工期の延長を請求することができる。

２　前項の規定による請求は、工期延長請求書（第１６号様式）に変更工程表（第１７号様式）を添えて行わなければならない。

３　第２８条の規定は、第１項の規定による請求があった場合に準用する。この場合において、同条第２項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第１項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第３項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。

（市長による工期の短縮の請求等）

第３５条　市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

２　前２項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、市は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

３　第２８条第２項及び第３項の規定は、第１項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第４項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第２項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第１項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第３項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「受注者が工期の短縮の請求を受けた日」と、同条第４項中「第１項」とあるのは「前項」と読み替える。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第３６条　市長又は受注者は、工期内で請負契約締結の日（第３項の規定により請負代金額を変更した場合にあっては、当該変更のうち、直前に行われた変更に係るこの項の規定による請求の日）から１２月を経過した後に、日本国内における賃金水準または物価水準の変動によ

り請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2　市長又は受注者は、前項の賃金水準又は物価水準の変動が特別な事情により急激に生じた結果請負代金額が不適当となったと認めたときは、同項の規定にかかわらず、直ちに請負代金額の変更を請求することができる。また、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となったときも、同様とする。

3　第１項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（現に定められている請負代金額から現に定められている設計図書を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の経済事情を基礎として算出した請負代金額から変動後の経済事情を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１，０００分の１５を超える額を現に定められている請負代金額から減じ、又は現に定められている請負代金額に加えた額を変更後の請負代金額とする。

4　第２８条第２項及び第３項の規定は、第１項又は第２項の規定による請求があった場合に準用する。この場合において、同条第２項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第２項の規定による請求に係る変更後の請負代金額並びに変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額」と、同条第３項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「第１項又は第２項の規定による請求を行った日又は受けた日」と読み替える。

（臨機の措置）

第３７条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。

2　前項前段の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむ

を得ない事情があるときは、この限りでない。

3　監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認める費用については、市が負担する。

5　第２８条第４項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（一般的損害）

第３８条　この規則の他の規定に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第５９条第１項の規定により付された保険等によりてん補される部分（以下「保険てん補部分」という。）を除く。次条において同じ。）のうち、市長の責めに帰すべき事由により生した損害については、市がその費用を負担する。

（第三者に及ぼした損害等）

第３９条　建設工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

2　前項の規定にかかわらず、建設工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち建設工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他建設工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第４０条　工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

２　市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　市長は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の受注者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の１００分の１に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。

４　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

⑴　工事目的物に関する損害　損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

⑵　工事材料に関する損害　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

⑶　仮設物又は建設機械器具　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

５　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の損害の負担については、第３項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の１００分の１に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の１００分の１に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。

（請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更）

第４１条　市長は、第１６条、第２８条第１項（第３０条第２項、第３１条第５項、第３２条第２項及び第３３条第３項において準用する場合を含む。）、第３５条第２項、第３６条第１項及び第２項、第３１条第４項、第３８条、前条第３項及び第５項並びに第４５条第３項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部又は一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。

２　第２８条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による設計図書の変更に準用する。この場合において、同条第２項本文中「変更後の工期又は請負代金額」とあるのは、「設計図書の変更の内容」と、同条第３項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日」と読み替える。

第４章　検査及び引渡し並びに支払

（検査を行う職員）

第４２条　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による検査は、市長の命ずる職員が行う。

（検査及び引渡し）

第４３条　受注者は、建設工事が完成したときは、完成届出書（第１８号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から１４日以内に受注者の立会いの上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

３　第３０条第５項の規定は、前項後段の検査に準用する。

４　市長が、検査に合格した旨の第２項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

５　受注者は、検査に合格しなかった旨の第２項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第１項中「建設工事が完成したときは、完成届出書（第１８号様式）」とあるのは「修補が完了したときは、修補完了届出書（第１９号様式）」とし、第２項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

（請負代金の支払）

第４４条　受注者は、検査に合格した旨の前条第２項の規定による通知を受けたときは、請負代金の支払を請求することができる。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　市長がその責めに帰すべき事由により前条第２項に規定する期間内に検査の結果を通知しないときは、当該期間の末日の翌日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第

２項に規定する期限を経過した日から起算して４０日を経過する日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第４５条　市長は、第４３条第４項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

２　前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　市長が、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、市は必要な費用を負担しなければならない。

４　第２８条第４項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（前金払及び中間前金払）

第４６条　受注者は、保証事業会社と建設工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に提出して、前払金の支払を請求することができる。ただし、前払金を支払う旨を特約しない場合又は１件３００万円未満の建設工事に係る場合については、この限りでない。

２　市長は、前項本文の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、第１項の前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金（地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）附則第３条第３項の規定により既にした前金払に追加してする前金払をしたものをいう。以下同じ。）に関する保証契約を締結し、その保証証書を市長に提出して、中間前払金の支払を請求することができる。ただし、建設工事が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、中間前払金の支払を請求することができない。

⑴　別に定める基準による低入札価格調査を行った建設工事

⑵　中間前払金の申請前に第４９条第１項に規定する部分払の支払を行った建設工事

⑶　債権譲渡の申請が行われている建設工事

４　第２項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。

５　前払金の額は、請負代金額の１０分の４以内の額とする。

６　中間前払金の額は、請負代金額の１０分の２以内の額とする。

（前払金等の変更）

第４７条　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額に基づく前払金額（前条第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。）から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。

３　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の１０分の１に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、受注者は、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に提出しなければならない。

４　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認めるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から７日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

５　市長は、受注者が第３項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第３項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以

下単に「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

6　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市長に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用）

第４８条　受注者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証契約に係る保証料以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第４９条　受注者は、建設工事の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の１０分の９以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては、特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に１０分の１を加えた率以上に達したときに限る。

2　受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、市長に対し、あらかじめ、出来形確認請求書（第２０号様式）を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。

3　市長は、前項の規定による確認の請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

4　第３０条第５項及び第４３条第２項後段の規定は、前項の検査に準用する。

5　出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、受注者が第３項の通知を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

6　受注者は、検査に合格した旨の第３項の規定による通知を受けたと

きは、部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、市長は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

7　部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額≦出来高金額×（（９／１０）－（前払金額／請負代金額））

8　第１項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、請求回数を増加することができる。

⑴　請負代金額１００万円以上２，０００万円未満　２回

⑵　請負代金額２，０００万円以上５，０００万円未満　３回

⑶　請負代金額５，０００万円以上　４回

9　第６項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

（部分引渡し）

第５０条　第４３条及び第４４条の規定は、市長が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第４３条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第４４条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。

2　前項の規定により準用される第４４条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。

請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額≦一部引渡指

定部分に相応する請負代金の額×（１－（前払金額／請負代金額））

３　前条第５項の規定は、前条の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第５項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第３項の通知を受けた日から１０日以内」とあるのは「第１項の規定により準用される第４３条第２項前段の規定による通知を受けた日から１４日以内」と読み替える。

（第三者による代理受領）

第５１条　受注者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　市長は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第４４条（前条第１項において準用する場合を含む。）又は第４９条の規定による支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する建設工事の中止）

第５２条　受注者は、市長が第４６条第２項（第４７条第２項において準用する場合を含む。）、第４９条第６項又は第５０条第１項において準用される第４４条第２項の規定による支払を遅延し、かつ、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

２　第２８条の規定は、前項の規定により受注者が建設工事の施工を中止した場合に準用する。

（契約不適合責任）

第５３条　市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費

用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第５章　請負契約の解除、損害賠償請求等

（市長の任意解除権）

５４条　市長は、建設工事が完成するまでの間は、次条第１項又は第５５条の２第１項の規定によるもののほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2　前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（第２１号様式）により、受注者に通知するものとする。

3　市は、第１項の規定により請負契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

（市長の催告による解除権）

第５５条　市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき

は、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎても当該建設工事に着手しないとき。

⑵　工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

⑶　第２２条第１項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

⑷　正当な理由なく、第５３条第１項の履行の追完がなされないとき。

⑸　前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

２　前条第２項の規定は、前項本文の規定による解除に準用する。

（市長の催告によらない解除権）

第５５条の２　市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

⑴　第１３条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

⑵　工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

⑶　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

⑷　受注者が工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑸　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑹　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑺　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行が

される見込みがないことが明らかであるとき。

⑻　第５６条又は第５７条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑼　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（富士宮市暴力団排除条例（平成２４年富士宮市条例第２５号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

⑽　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　暴力団関係業者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、

市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク　市長が第１４条の２第３項の解除を求め、受注者が正当な理由なくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

⑾　公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして市長に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

⑿　公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして受注者に対し、独占禁止法第６２条第１項に基づく課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

⒀　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。

２　第５４条第２項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

（市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第５５条の３　第５５条第１項各号又は前条第１項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第５６条　受注者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第５７条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

⑴　第３２条第１項の規定により設計図書を変更したため請負代金額

が３分の２以上減少したとき。

⑵　第３３条第１項又は第２項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過してもなおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第５７条の２　第５６条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第５８条　第４３条第２項から第４項までの規定は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において準用する。この場合において、同条第２項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第４項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。

２　市長は、前項の規定によって準用される第４３条第２項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第４３条第２項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

３　第４９条第５項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第５項本文中「出来高金額」とあるのは「第１項の規定により準用される第４３条第２項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第３項の通知を受けた日から１０日以内」とあるのは「第１項の規定により準用される第４３条第２項前段の規定による通知を受けた日から１４日以内」と読み替える。

４　第２項の場合において、第４６条の規定による前払金があったとき

は、当該前払金の額（第４９条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第２項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者はその余剰額を返還しなければならない。

5　前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付さなければならない。ただし、前２条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。

6　受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第２項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は第２項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。

7　受注者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

8　第２９条第３項及び第５項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第３項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第５項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。

9　第６項前段及び第７項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によるときは市長が定め、請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によらないときは受注者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第６項後段、第７項後段及び前項において準用する第２９条第３項の

規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

１０　建設工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、市長及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（市長の損害賠償請求等）

第５８条の２　市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　工期内に建設工事を完成することができないとき。

⑵　工事目的物に契約不適合があるとき。

⑶　第５５条又は第５５条の２の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　第５５条又は第５５条の２の規定により、工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

⑵　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事

再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、市長が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額とする。

６　第２項の場合（第５５条の２第９号から第１３号までの規定により請負契約が解除された場合を除く。）において、第１２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第５８条の３　受注者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第５６条又は第５７条の規定により請負契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　第４４条第２項（第５０条第１項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を市長に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第５８条の４　市長は、引き渡された工事目的物に関し、第４３条第４項（第５０条第１項において準用する場合を含む。）の規定による引渡

し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際に市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

４　市長が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から１年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

５　市長は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この

限りでない。

９　第１項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第９４条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成１２年政令第６４号）第５条第１項及び第２項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、１０年とする。この場合において、第３項から前項までの規定は適用しない。

１０　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第６章　雑則

（保険等）

第５９条　受注者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに市長に提出しなければならない。

３　受注者は、工事目的物、工事材料等を第１項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（違約金等の徴収）

第６０条　受注者が、この規則に基づく違約金その他の損害金を市長の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から損害金の支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

２　前項の損害金及び遅延利息は、請負代金と相殺することができる。

（あっせん又は調停）

第６１条　請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及

び受注者は、法第２５条の規定により設置された建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは主任技術者若しくは専任の監理技術者、専門技術者、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者の工事の施工若しくは管理に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第２４条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により市長が決定を行った後又は受注者若しくは市長が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は受注者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。

（仲裁）

第６２条　前条第１項の規定にかかわらず、市長又は受注者は、審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

（工事に関する規定の準用）

第６３条　この規則は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第１１条第１項中「建設工事請負契約書（第３号様式）」とあるのは「製造請負契約書（第２２号様式）」と、第４３条第１項中「完成届出書（第１８号様式）」とあるのは「完了届出書（第２３号様式）」と、同条第２項中「１４日」とあるのは「１０日」と、第４４条第２項中「４０日」とあるのは「３０日」と読み替えるものとする。

２　工事材料の製造請負契約について入札を行う場合においては、入札者に対し、あらかじめ見本品を提出させることができる。

（実施細目）

第６４条　この規則の実施のための手続その他実施について必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事等については、なお従前の例による。

（芝川町の編入に伴う経過措置）

3　芝川町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、編入前の芝川町建設工事執行規則（昭和57年芝川町規則第5号。以下「編入前の芝川町規則」という。）の規定に基づいて締結した契約のうち、編入日において契約の履行が完了していないものについては、この規則の規定にかかわらず、なお編入前の芝川町規則の例による。

追加〔平成22年規則46号〕

（平成２８年度における前払金の使用の特例）

４　平成２８年４月１日以後に新たに請負契約を締結した建設工事に係る前払金であって、平成２９年３月３１日以前に支払われるものに関する第４８条の規定の適用については、同条中「、労働者災害補償保険料及び保証契約に係る保証料」とあるのは、「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」とする。

追加〔平成28年規則２７号〕

附　則（平成13年2月19日規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成13年6月8日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年8月25日規則第13号）

（施行期日）

1　この規則は、平成15年9月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成17年3月3日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則（平成18年4月28日規則第10号）

（施行期日）

1　この規則は、平成18年5月1日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月28日規則第22号）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成21年３月31日規則第15号）

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成21年６月５日規則第17号）

（施行期日）

１　この規則は、平成21年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成22年3月19日規則第46号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附　則（平成22年3月23日規則第70号）

（施行期日）

1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成23年3月31日規則第16号）

（施行期日）

1　この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成23年9月28日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年8月30日規則第24号）

（施行期日）

1　この規則は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に入札又は随意契約の手続に着手した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成24年3月29日規則第17号）

（施行期日）

1　この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に締結された請負工事に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成26年2月18日規則第5号）

（施行期日）

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成 28 年９月１日規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月２７日規則第１８号）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の富士宮市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結された契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附　則（令和３年６月７日規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行する。